

琴平町移住・定住関係 補助金一覧 (令和5年4月1日)



事業名	概要	助成内容	主な要件	担当課
若者住宅取得 助成事業	町内に住宅を取得 した場合の費用を 補助	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、建売 (最大100万円) ・中古 (最大50万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・満40歳以下の方 ・対象住宅に5年以上定住 	地域整備課 75-6708
若者定住促進 家賃補助事業	民間賃貸住宅に居 住する新婚世帯に 家賃を補助	<ul style="list-style-type: none"> 月額1万円 (最大1年間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届提出から1年未満で 夫婦いずれも40歳未満 ・民間賃貸住宅の家賃が3万 円以上 	企画防災課 75-6711
かがわ縁結びマッ チング会員入会登 録料補助事業	かがわ縁結び支援 センター (EN-MUSU かがわ) の縁結び マッチング入会登 録料の一部を補助	<ul style="list-style-type: none"> 入会・更新登録料 (2年 間) 1万円のうち、半額 補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚を希望する20歳以上 の独身男女でEN-MUSUかが わに登録した方 	企画防災課 75-6711
結婚新生活支援 事業	新生活に係る初期 費用として住居費 及び引越費用を補 助	<ul style="list-style-type: none"> ・住居費 (物件購入費、 敷金・礼金など) ・引越費用 (最大60万円) <p>※夫婦ともに29歳以下の場合 (30歳以上の場合は最大30万円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・R5.3.1~R6.3.31の間に婚 姻届を受理された夫婦 ・夫婦いずれも40歳未満 ・夫婦の所得合計が500万円 未満 	企画防災課 75-6711
東京圏U I Jター ン移住支援事業	東京23区 (在住者 又は通勤者) から 香川県へ移住し、 移住支援金事業の 対象とする求人に 就業等をした方に 移住支援金を補助	<ul style="list-style-type: none"> 移住支援金 (2人以上の世帯の場合) ・最大100万円 (単身の場合) ・最大60万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・「移住支援金支給条件 等」に記載された「1 移 住等に関する要件を満た し、「2 就業に関する要 件」又は「3 起業に関す る要件」を満たす方 	企画防災課 75-6711
空家リフォーム 補助事業	空家バンクに登録 している空家を改 修し居住する場合、 改修費と家財道具 処分費を補助	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業費の1/2 (最大100万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・空家バンクに登録されて いる物件 ・町内施工業者によるリ フォーム 	企画防災課 75-6711
民間住宅耐震対策 支援事業	住宅の耐震診断及 び耐震改修工事に 係る費用を補助	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断 (最大9万円) ・耐震改修工事 (最大100万円) ・簡易耐震改修工事 (最大50万円) ・耐震シェルター等設置 工事 (最大20万円) ・予算の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・S56.5.31以前の一戸建て 住宅、長屋建て住宅 ・簡易改修工事は木造住宅 のみ ・事業着手前の事前申請 	地域整備課 75-6708
老朽危険空き家除 却支援事業	老朽化し倒壊等の 恐れがある空き家 の除却費用を補助	<ul style="list-style-type: none"> ・費用又は計算によって 算定した額の低い方の 80% (最大160万円) ・予算の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住していないこと ・移転・建て替えを目的と しない工事であること ・現地判定により老朽危険 空き家であることの確認 が必要 ・施工前の事前申請 ・町内業者施行 	地域整備課 75-6708

琴平町移住・定住関係 補助金一覧 (令和5年4月1日)



事業名	概要	助成内容	主な要件	担当課
合併処理浄化槽設置整備事業補助	家庭用合併浄化槽を設置する際の費用の一部を補助	33万2千円～54万8千円 (住宅の延べ面積等による)	・下水道設置区域を除く	住民福祉課 75-6707
合併処理浄化槽維持管理費補助	合併処理浄化槽の保守点検費用の一部を補助	年間最大1万5千円～2万円 (区分による)浄化槽の人槽	・合併処理浄化槽設置時に町の補助を受けた方	住民福祉課 75-6707
新生児子育て応援給付事業	新生児に対し応援金としてKOTOCAを給付	2万コトカ給付 (給付を受けた日から13か月を経過した日の属する月の末日まで有効)	・出生日において本町の住民基本台帳に記録されている新生児	子ども・保健課 75-6705
高齢者スマートフォン購入補助事業 (スマートフォンデビュー促進事業)	スマートフォンの購入費用およびモバイルデータ通信契約に係る事務手数料の一部を補助	最大1万コトカ補助 1人1台(回)限り	・令和6年3月31日までに65歳になる方 ・スマートフォンを初めて契約し、契約者本人であること	企画防災課 75-6711
高齢者運転免許証自主返納支援事業	運転免許証を自主返納した高齢者に、タクシー利用のみ使えるKOTOCAを補助	2万コトカ補助 (給付を受けた日から13か月を経過した日の属する月の末日まで有効) 1人1回限り	・満65歳以上の方 ・申請による運転免許取消通知書交付を受けた日から1年以内の方	企画防災課 75-6711
後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置設置補助事業	高齢者に対して自動車への安全装置の購入及び設置に要する費用の一部をKOTOCAで補助	費用の2分の1を乗じて得た額で最大1万コトカ (給付を受けた日から13か月を経過した日の属する月の末日まで有効)	・満65歳以上の方 ・令和2年4月1日以降に取り付けされた装置 (1人につき1台1回限り)	企画防災課 75-6711
琴平町民間危険ブロック塀等撤去補助事業	危険ブロック等の撤去費用を補助	・事業費の80% (最大16万円) ・予算の範囲内	・点検チェックリストにより危険ブロック塀等であることの確認が必要 ・施工前の事前申請 ・原則ブロック塀等の所有者が補助対象者	地域整備課 75-6708
ことひらハッピーリフォーム助成事業	個人の住宅又は併用住宅にかかるリフォーム費を助成	費用の20% (最大20万円)	・建築後3年以上経過、所有権登記済み住宅 ・費用が50万円以上 ・施工前の事前申請	地域整備課 75-6708
住宅等太陽光発電システム等設置費補助制度	住宅への太陽光発電・蓄電システム設置費又は発電システム付住宅の購入費を補助	最大出力1kwあたり5万円 (最大10万円) 蓄電地システムは対象費用の1/3 (上限10万円)	・電力会社と電力需給契約を締結	住民福祉課 75-6707



※KOTOCAとは琴平町内の加盟店で使える電子地域通貨のこと